

## 小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会 傍聴規定

### (目的)

第1条 本規定は、小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の運営に関し、議事を円滑に進めるため、傍聴に必要な事項について定めるものである。

### (受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）および氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

### (入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、技術検討委員会の開始予定時刻の10分前とし、技術検討委員会開始後の入退室は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

### (技術検討委員会の傍聴)

第4条 第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 技術検討委員会の撮影、録画、録音をしてはならない。
- ② 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ③ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ④ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑤ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑥ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- ⑦ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑧ 前項のほか技術検討委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

### (退室等の措置)

第5条 委員長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に技術検討委員会会場より退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

### (その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、技術検討委員会で定める。

### 附則

#### (施行期日)

この規定は平成23年8月31日から施行する。